

戒告の事例

- 議員が発行した議会報告、フェイスブックに「無礼の言葉、他人の私生活にわたる発言、誤解した発言、感情的な発言など」不穏当発言にあたる。
(具体的な発言は明確でない。)
- 予算決算特別委員会において、休憩中不穏当な言辞を用い議会の品位を失墜させた。(発言内容不明)
- 本会議の無断欠席(会期初日の日程を間違えた。)
- 一般質問において、同僚議員Aの意見を少数意見だと述べてA議員の質問内容を批判し侮辱した
- 原則、録音禁止、議長・委員長の許可を要する規則があるにもかかわらず、無許可で録音した。

陳謝の事例

- 委員会において、委員長の制止に従わず3回に亘り発言を続け、著しく会議の進行妨げ議事を妨害した。
- 無礼な言葉、議会の品位を落とす発言をした。
- 本会議で他議員の一般質問中、他議員に対し「ばかやろう」などの不規則発言をして議会の品位を損ね議事を妨害した。
- 無届出本会議に遅刻し、委員会を欠席したことに対し、議運で謝罪を求められたが拒否した。
- 議会で不穏当な言辞を用いた。
- 一般質問の際、議長に対し、「越権行為だ」と発言して議長の議事運営を妨害した。

出席停止の事例

- 陳謝文の読み上げを拒否した。
- 陳謝文どおりに朗読しなかった。
- 自らの「通信」やブログに同僚議員や市議会を誹謗中傷する記事を掲載したことが議会の秩序を乱す行為にあたる。

除名の事例(争訟有り)

- 陳謝文の朗読を拒否した。
- 町長不信任案の審議の中で、私生活にわたる言論であり、極めて破廉恥な内容の発言を行った。(町長からの性的被害を受けたとの内容)